

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(9施設)へ屋内退避を実施。
- これら9施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。また、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、中国電力が供給。

特別養護老人ホーム
あさひの苑
(収容可能者数:77人)



鹿島病院
(収容可能者数:421人)



障害者支援施設はばたき
(収容可能者数:75人)



障害者支援施設
福祉型障害児入所施設
松江学園
(収容可能者数:37人)



特別養護老人ホーム ゆうなぎ苑
(収容可能者数:89人)



障害者支援施設
四ツ葉園
(収容可能者数:90人)



特別養護老人ホーム あとむ苑
(収容可能者数:126人
うち在宅要支援者と
その支援者50人)



(凡例)

- : 当該施設入所者を収容
- : 在宅の避難行動要支援者(入所施設においては当該施設入所者を含む)を収容

東部島根医療福祉センター
(収容可能者数:360人
うち在宅要支援者と
その支援者60人)

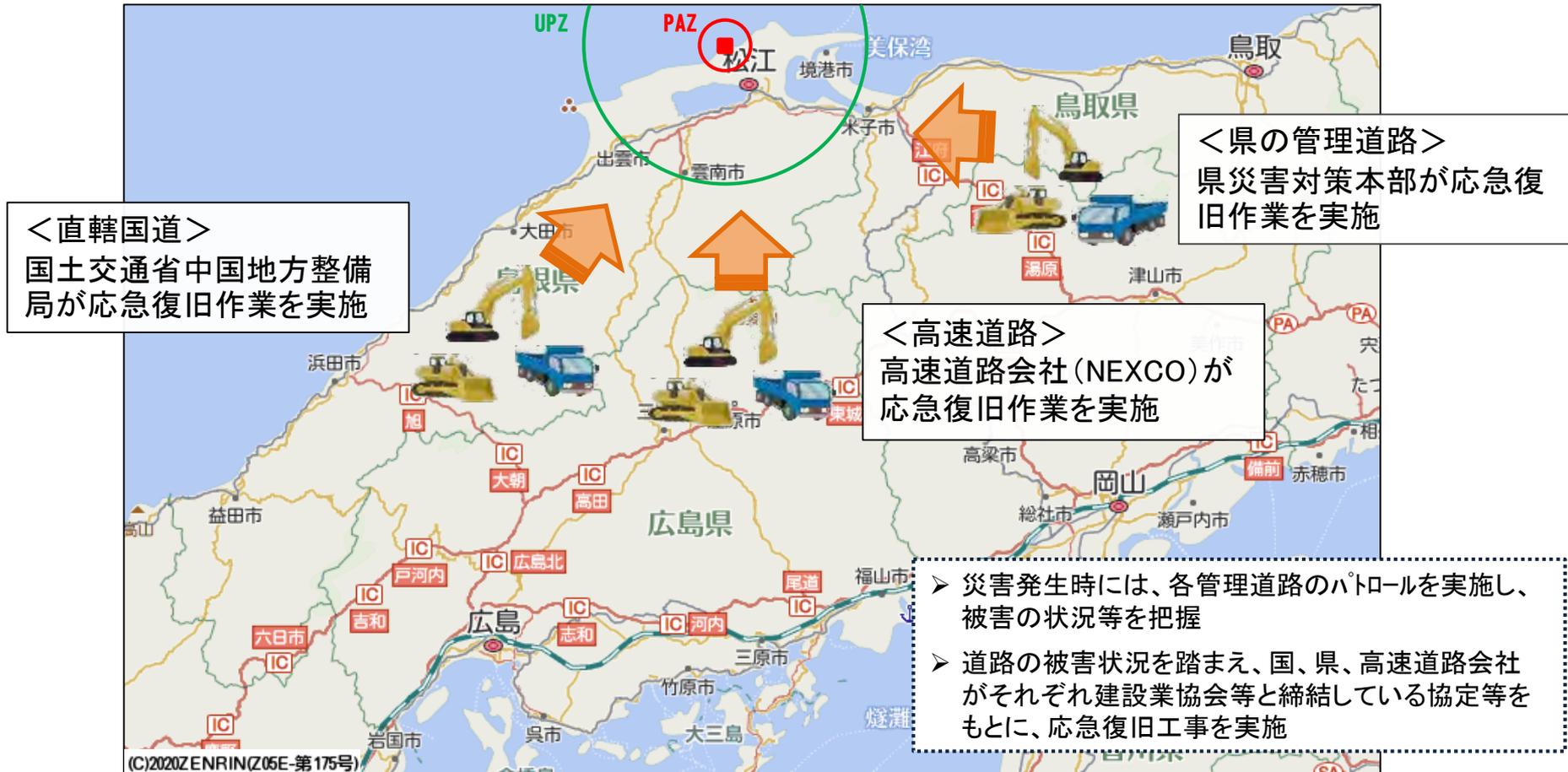


松江市消防本部
(収容可能者数:在宅要支援
者とその支援者109人)




自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、島根県、松江市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



※ 不測の事態により対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

降雪時の避難経路の確保

- 島根県、鳥取県及び関係市は、毎年度除雪計画を定め、計画に基づく除雪基準をもって、積雪時における道路交通の安全を確保するための体制を整備。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。特に避難経路については優先的な除雪に努める。

除雪機械(例)



作成中

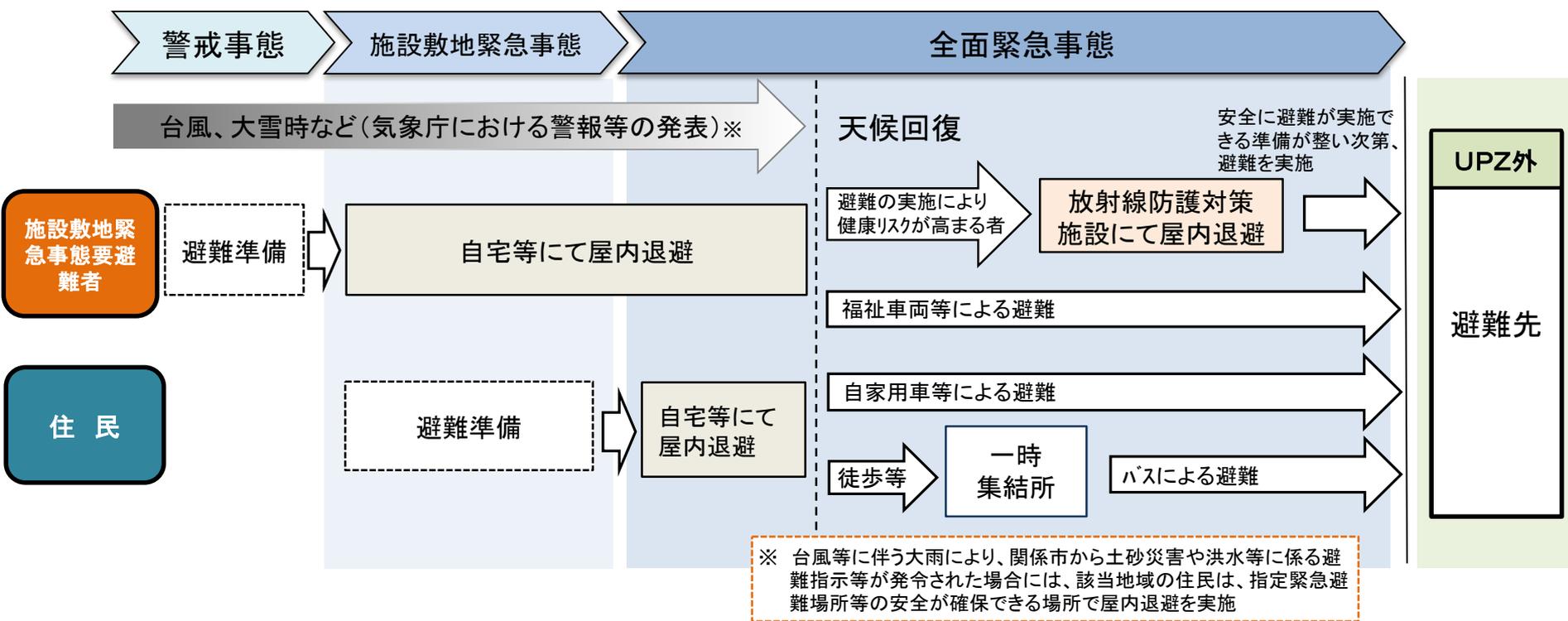
【凡例】: 主要な避難経路

-  山陰自動車道さんいん
-  米子・松江自動車道よなご まつえ
-  国道(高規格道路含む)
-  県道・市道
-  冬季チェーン規制区間

台風や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態に至った段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び島根県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

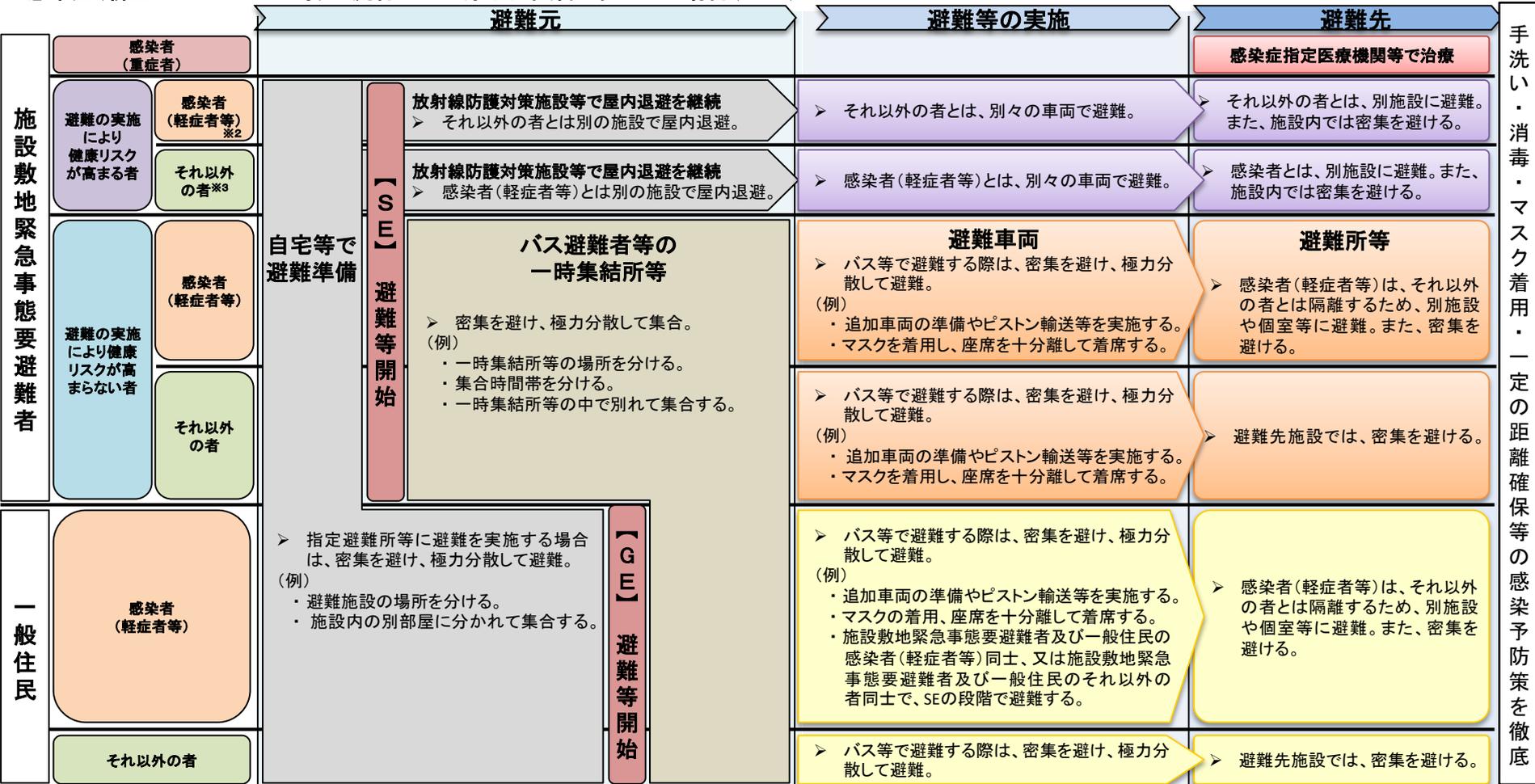
<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。